

日本交通心理学会 会員規程

(目的)

第1条 この規程は、日本交通心理学会（以下、学会という）会則に規定する会員について必要な事項を定める。

(会員の種別)

第2条 会員の種別は、会則第4条の定めるところにより、正会員、賛助会員、学生会員、購読会員、名誉会員、終身会員とする。

(会費)

第3条 会員はその種別に従い、以下の年会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 8,000 円、なお日本交通心理士会に所属する交通心理士、交通心理士補は 6,000 円
- (2) 賛助会員 個人 一口 10,000 円とし一口以上
団体 一口 20,000 円とし一口以上
- (3) 学生会員 2,000 円
- (4) 購読会員 3,000 円

2 学生会員が年会費を納めた後に年度の途中で正会員に切り替わった場合は、正会員の会費との差額を年度内に納めるものとする。

(会員の権利)

第4条 正会員、学生会員、名誉会員、終身会員は以下の便宜を受けることができるものとする。

- (1) 学会誌を配布されること、また学会誌に投稿すること
- (2) 会員専用ホームページを利用すること
- (3) 学術大会等の各種行事に会員資格で参加すること、また学術大会において筆頭発表者あるいは連名発表者になること
- (4) 学会が提供する有料配布物等を会員資格で購入すること
- (5) 上記の他、学会が提供する情報・特典を受けること

2 賛助会員が受けることのできる便宜は、第1項に定める正会員が受けることのできる便宜のうち、学会誌への投稿と学術大会において筆頭発表者あるいは連名発表者になることを除いたものとする。なお、賛助会員が学術大会等の各種行事へ参加する場合の会員資格で参加

できる人数は、個人の場合は一口1名、企業又は団体の場合は一口2名とする。

- 3 購読会員は、学会誌を配布されるのみとする。
- 4 正会員は、会則第8条 第6項で定めるところによる総会における議決権、運営委員選挙内規第2条で定めるところによる選挙権および被選挙権を有する。

(会員の義務)

第5条 会員は会則および本規程第3条に定めるところにより年会費を納入しなければならない。

- 2 会員は、学会が定める会則や規程等を順守しなければならない。
- 3 会員は、住所等登録内容に変更が生じた場合は、すみやかに学会に届けなければならない。

(正会員に係る雑則)

第6条 正会員は、交通心理士資格の申請をすることができる。

(学生会員に係る雑則)

第7条 学生会員は、毎年度、大学院生、学部生であることを証する在学証明書を学会に提出しなければならない。

- 2 学生会員が学籍を失った場合は、すみやかに学会事務局に届け出なければならない。
- 3 学生会員は学籍を失った場合は、正会員に編入される。
- 4 学生会員は交通心理士資格の申請をすることができる。

(名誉会員に係る雑則)

第8条 名誉会員の候補者は、前年度末の時点で、満70歳に達している正会員の中より、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学会会長経験者（1期以上）
 - (2) 運営委員経験者（通算2期以上）
 - (3) その他、本学会に特に顕著な功労があったと認められる者
- 2 名誉会員は、運営委員会からの推薦を経て、総会で承認する。
 - 3 名誉会員には、名誉会員称号証書の交付を行う。
 - 4 名誉会員は、承認を得た年の次年度以降の年会費を免除する。
 - 5 学術大会における大会参加費を免除する。また、参加時に論文集を贈呈する。

(終身会員に係る雑則)

第9条 終身会員は、前年度末の時点で、満70歳以上でかつ正会員在籍年数が30年以上の正会員が該当し、本人が申し出て、運営委員会が承認した者とする。

- 2 終身会員には、終身会員称号証書の交付を行う。
- 3 終身会員は、承認を得た年の次年度以降の年会費を免除する。
- 4 学術大会における大会参加費を免除する。また、参加時に論文集を贈呈する。

(休会)

第10条 会員の休会は事情により常任運営委員会で認めることがある。休会中の扱いは以下の通りとする。

- (1) 会費の納入は免じる。
- (2) 学会誌は配付しない。
- (3) 学術大会や研究会等に参加する場合は、非会員扱いとする。
- (4) 総会における議決権を有しない。
- (5) 役員等の選挙の際は、選挙権、被選挙権を有しない。

(退会)

第11条 未払いの会費等がある場合には、退会後の未払い分の支払いを免れないものとする。

- 2 病気等のやむを得ない理由により届け出ることが遅れた場合には、前項の例外とする。

(会員規程の変更)

第12条 本規程の改廃は運営委員会の議決を経るものとする。

- 2 ただし、本規程第3条の会費の変更は、総会の議決を得なければならない。

平成29年 6月 3日 施行

平成29年11月 4日 改正

平成30年 6月16日 改正

令和元年 7月 6日 改正

令和2年11月 7日 改正